

human rights & diversity magazine

KOKORO



令和 6 年
[2024]
3 月 発行

No. 55

ねっと

寄稿

俳優 忍足 亜希子さん

「障害者差別解消法」の

改正で、社会がどのように
変わっていきけるのか、
私が考えてみたこと



「障害者差別解消法」の改正で、

社会がどのように変わっていきけるのか、 私が考えてみたこと

障害者差別解消法の

改正について

「障害者差別解消法」が改正され、本年4月から施行されます。この改正により、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

障がい者への差別をなくし、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることをめざす、このような法律は海外でも制定されており、1990年7月にアメリカで成立したADA（障がいを持つアメリカ人法）があるのを思い出しました。欧米諸国やオーストラリア、韓国など多くの国ではすでに障がい者の日常生活や社会生活を送る上での機会の平等を保障する法律（差別を禁止する法律）ができています。

「合理的配慮」とは、障がい者が

社会の中で出会う困りごとや障壁、すなわち社会的なバリアを取り除くために、様々なことを調整したり変更したりすることをいいます。が、事業者だけでなく全ての人がこのようなことを日常的に意識していくことが大切だと思います。

社会的なバリアとは、例えば障がい者にとっては通行が難しい場所、利用しにくい施設・設備や、利用しづらい制度、あるいは障がい者の存在を意識していない慣習や文化、偏見や固定観念といったものがあげられます。必要な情報提供が音声で行われないことや筆談をしても難しい漢字ばかりで理解しづらいこと、また、視覚障がい者がインターネットで情報を得たくても、画像が多いと読み上げソフトが機能せず内容が理解できないなど、ちょっとした配慮があれば助かるような障壁が社会には

数多くあり、不便さを感じている人がいます。

コミュニケーション手段を 身につけることの大切さ！

私は生まれた時からろう者

（聴覚障がいをもつ人）ですが、以前、ある歯科に行った時、聞こえないことを理由に「コミュニケーションができない」と言われ診察を断られたことがあります。そのときはコミュニケーションの手段を検討してもらうこともできず、合理的配慮への理解がされていないことに憤りを覚えました。

私のようなろう者は、手話という言語で会話を行うのですが、手話を全く知らない人でも、他のコミュニケーション手段の中から「筆談」というものを引き出して意思疎通はできるはずで、できる

いことをどうしたらできるようにするのか、考えてもらうことは困難なことでしょうか？実は簡単なことなのに、音声で会話できなければコミュニケーションが取れないと思ひ込んでしまっているからでしょうか？

「多様性を大切に」と言いながらも、聞こえない人とのコミュニケーションは特にハードルが高いと感じられているように思います。それはコミュニケーションの手段が違ふからなのでしょう。それって悲しいじゃないですか。たとえハードルが高いと感じられても、私は堂々と「耳が聞こえませんが、手話をしますが、外国語を話します。手話を話していただけますでしょうか？」という気持ちでいます。

誰もが「差別してはいけない」と思っているのですが、障がい者の



立場から見れば現実には「差別されている」と感じるものがたくさん起きており、障がいのない人との平等な機会を奪われている現状があります。

問題の解決に向けては、生まれた時から持っている個性を大切にしつつ、人間関係を築くために、「話す、書く、読む」など様々なコミュニケーション手段を身につけることが、必ず社会で役立つと私は感じています。そして、障がいを持つ当事者にしかわからない不便さを体験し、感じてもらうことで、お互いに支え合い、助け合う関係を築けると思います。国民一人ひとりが分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、共生する社会を実現させることが最も大切なことです。

ただ、義務だからそうするというのではなく、それが自然と配慮できるようにになれば、「障がい者だから」と構えることなく接することができるとは思いません。むしろ、私たちは誰もが安心して過ごせる社会を求めています。その気持ちは、障がいがあってもなくても同じだと思います。

お互いに個々の性質を認め合いながら少しずつ理解して、そして共

に生きる社会の実現に向け、どのように取り組んでいくのかを臨機応変に対応できるような環境を作りたいです。様々な個性を持った方が社会で生活する上で、働く意識を持ち楽しく過ごせる場を作っていくことが大切だと思っています。

バリアフリー、ノーマライゼーション、ユニバーサルデザイン、インクルージョン、アシステッド・テクノロジー等々、多くの福祉用語がありますが、日本にはまだ十分に浸透していないと思います。なぜなら日本の文化は、障がいのある人をまだまだ「可哀想」とか、「気の毒」という視線で見ている、可哀想な人に何かをしてあげることや「福祉」と考えているからではないでしょうか。「手話」は言語として認められているのに、未だにそのことが広く浸透していないのは、正直残念で悲しいです。

社会的なバリアを取り除くことについて、大人だけで解決しようとしても難しく、子どもの頃から多様な人々との関係を築き、共生するということを学び、慣れることが必要だと思っています。また、社会で生きづらさを感じていることを無くすためには、当事者が「社会をどのようなにしたいか、どう改革すべきか」を

伝えることはとても大切です。

障がいの有無に関わらず、自分の生まれ持った様々な「性質と個性」をお互いが理解し合い、協力していくことが大切であり、それが実現できた時、障がいのある人もない人も不便なく暮らせる社会になるのではないのでしょうか？

お互いに尊重し合い、
歩み寄っていく関係を築く

最後に、私自身を例にして、お伝えしたいと思っています。私には生まれつき聞こえないという個性があり、日常生活では手話で会話をします。しかし、外見ではわかりにくく「挨拶をしたのに無視された」と誤解されることもあります。もしも、あなたがろう者と接するときに「あれ？」と思うことがあったら、肩をたたいてみてください。そうしてもらえば十分対応することが出来ます。

コミュニケーションの手段には、手話、筆談、口話があります。手話は、手指や表情で言葉を表現する方法です。口話は、相手の口の動きを読み取る方法です。相手の顔を見てゆっくり、はっきりと口を動かすようにしていただければわ

かります。

筆談は、お互いに文字を書いて伝えあう方法です。口話よりも筆談の方が、よりお互いに理解し意思疎通がしつかり出来ます。筆記用具がないときは、スマホで文字のやりとりをすることも対応できます。その人に合わせた方法を取り、伝える努力をし、最後に内容の確認をしてもらえると嬉しいのです。

このように、一方的ではなく、相互に個々を尊重し合い、理解し合い歩み寄っていく関係を築いていけば、少しずつ社会的なバリアをなくしていくことが出来ると思います。

おしだり あきこ
忍足 亜希子 さん

俳優。1970年生まれ、北海道出身。

1999年 映画「アイ・ラブ・ユー」で
日本最初のろう者主演俳優としてデビュー。

同 作 毎日映画コンクール
「スポニチグランプリ新人賞」を受賞。

以後、俳優業の他、講演会や手話教室開催など多岐に渡り活躍。
2021年には、家族のエッセイ本「我が家は今日もにぎやかです」
を出版。

✓ 障害者差別解消法について

2006(平成18)年12月、障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)が国連で採択されました。障害者権利条約は、障がいのある人の人権や自由を守ることを定めた条約です。

障害者権利条約第5条においては、「平等及び差別されないこと」について規定されており、国が、障がいに基づくあらゆる差別を禁止することや、合理的配慮の提供が確保されるための適当な措置をとることが定められています。

日本は、2007(平成19)年、障害者権利条約に署名をしますが、条約を締結する前に、国内法の整備が必要だとされました。

国内法の整備の過程で、2011(平成23)年、障害者基本法が改正され、障がいを理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない旨が規定されました。

この規定を具体化するものが「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)であり、2013(平成25)年に成立しました。

あわせて、障害者総合支援法の施行や障害者雇用促進法の改正も、この時期に行われました。

こうした障がい者制度改革を経て、日本は2014(平成26)年に障害者権利条約を締結(批准)しました。

このような中、障害者差別解消法は2016(平成28)年に施行されました。すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重しあいながら、共生社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進するための法律です。

行政機関等及び事業者に対し、障がいのある人への障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障がいのある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて、「共生社会」を実現することをめざしています。

？ 障害者差別解消法における「障がいのある人」とは？

障がい者手帳を持っている人だけのものではありません。

身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人(発達障がいや高次脳機能障がいのある人も含まれます)、その他心や体のはたらきに障がい(難病に起因する障がいも含まれます)がある人で、障がい者社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人全てが対象です(障がいのあるこどもも含まれます)。

✓ 不当な差別的取扱いとは

障がいを理由として、正当な理由なく、商品やサービス等の提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることで、権利利益を侵害することが不当な差別的取扱いとされています。

不当な差別的取扱いをすることにより、障がいのある人の権利利益を侵害することは、障がいを理由とする差別にあたります。

正当な理由の判断の視点

客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、かつ、その目的に照らして当該取扱いがやむを得ないといえるかどうか

不当な差別的取扱いの具体例

- ・保護者や介助者がいなければ一律に入店を断る
- ・障がいのある人向けの物件はないと言って対応しない
- ・障がいがあることを理由として、障がいのある人に対して一律に接遇の質を下げる など

✓ 今回の法改正で何が変わるのか

障害者差別解消法は、2021(令和3)年に改正法が成立しました。主な改正内容は、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されることです。

この改正障害者差別解消法は、2024(令和6)年4月1日から施行されることとなっています。

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ⇒ 義務

事業者とは？

商業その他の事業を行う者で、個人か法人・団体か、営利目的か非営利目的かを問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者のことを指します。

個人事業主やボランティア活動をするグループなども「事業者」に含まれます。

※大阪府では、条例により2021(令和3)年4月1日から、事業者による合理的配慮の提供が義務化されています。